平成２３年（フ）第４３２号
金沢市畝田西１丁目117番地３　メゾン７―102号、従前の住所富山県砺波市杉木1837番地１
債務者　有木美弥子（旧姓田岡・森田）
１　決定年月日時　平成23年10月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで　金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４４５号
金沢市押野３丁目576番地　ドルチェ・ヴィータ・Ｂ101号、従前の住所金沢市三馬３丁目19番地
債務者　数井美智子
１　決定年月日時　平成23年10月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで　金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４４６号
金沢市大友１丁目130番地　サザンコートＢ棟、従前の住所東京都新宿区西新宿７丁目５番９―2009号
債務者　永田　　勲
１　決定年月日時　平成23年10月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで　金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第７０号
岐阜県飛騨市古川町上町411番地
債務者　栗本　由佳
１　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで　岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第７７号
岐阜県高山市新宮町3415番地７
債務者　坂下　重光
１　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで　岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第２４１３号
名古屋市天白区植田東１丁目105番地　ファミールＴ・Ｊ301号
債務者　森屋　幸代（旧姓堀本）
１　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５７０号
兵庫県相生市緑ケ丘２丁目13番29号、従前の住所兵庫県相生市緑ケ丘２丁目２番38号
債務者　才原　　一
１　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第８８６号
広島市東区温品４丁目17番２―401号
債務者　山本エレナこと　ＹＡＭＡＭＯＴＯ　ＥＬＥＮＡ　ＰＡＮＧＩＬＩＮＡＮ
１　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０８２号
広島市西区三篠町２丁目12番31―401号
債務者　上田　麗央
１　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１１０号
広島市安佐南区八木３丁目21番33号
債務者　末長　弘樹
１　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１１９号
広島市西区己斐上４丁目４番12―102号
債務者　手島　孝子（旧姓西小野）
１　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１５１号
広島市中区十日市町２丁目10番18―505号
債務者　西川　　忠
１　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１４号
香川県丸亀市飯山町西坂元1206―５、住民票上の住所香川県丸亀市飯山町西坂元1206番地９
債務者　香川　佳史
１　決定年月日時　平成23年10月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第１２５号
香川県丸亀市飯山町川原1640番地２
債務者　林　　和子
１　決定年月日時　平成23年10月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第１３１号
香川県丸亀市通町142番地
債務者　嶋田　欣典
１　決定年月日時　平成23年10月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第１３２号
香川県丸亀市通町142番地
債務者　嶋田　和子
１　決定年月日時　平成23年10月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第１３４号
香川県綾歌郡宇多津町231番地　県営住宅15―３
債務者　大西　敏子
１　決定年月日時　平成23年10月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで　高松地方裁判所丸亀支部